



社会保障に係る資格における マイナンバー制度利活用に関する検討会

ヒアリング資料

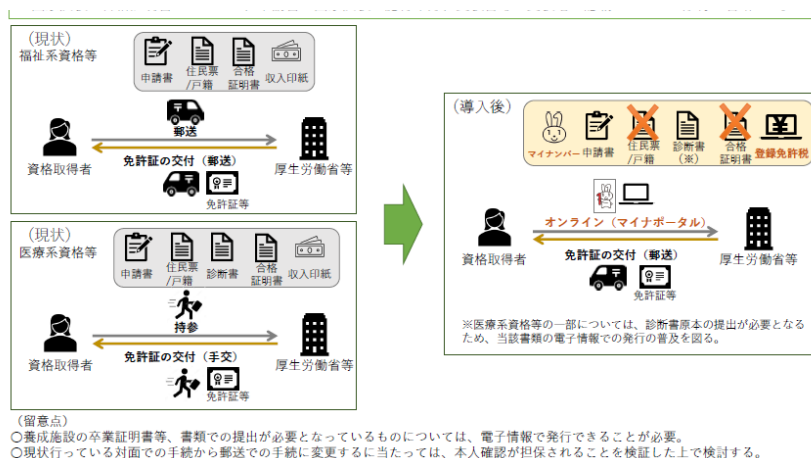
令和2年11月20日
公益社団法人日本介護福祉士会
副会長 今村文典

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に向けて

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

(1) 登録の申請時（免許取得時）

- マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略するとともに、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、申請手続をオンラインで完結させる。
- ・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。
- ・国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載することで添付を省略する。



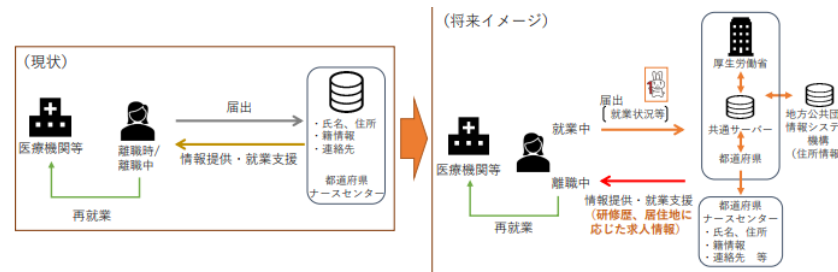
- ・ 情報漏洩への懸念を払拭することが重要である
- ・ 導入に当たっては、当該懸念を払拭すべく、国民への周知を徹底いただきたい

資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

論点3：マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

人材確保が課題である資格について、

- ・資格保有者が定期的に届け出る就業状況と連携することで、潜在資格者の的確な特定と、効果的な就労支援に繋げる。
- ・マイナンバー制度を活用したシステムを構築することで、就業場所の偏在是正や高い資質を備えた人材活用に繋げる。



(留意点)

- 既に資格保有している者については、これらの届出と併せてマイナンバーの登録が行えるよう検討。
- 就業状況等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定。

- ・ 現行の介護福祉士の届出制度は、努力義務に留まっており、十分に活用されているとは言いづらい
- ・ 本検討会の検討事項とは言いづらいが、より効果的な潜在介護福祉士の掘起しに繋げるため、介護福祉士の届出を努力義務以上の仕組みに見直していただきたい

マイナンバーの登録方法の周知について

その他の論点：マイナンバーの登録方法について

マイナンバーにより情報連携を行うためには、その前提として、全ての資格において資格申請者（資格所持者）から資格管理者に対してマイナンバーを登録する必要がある。マイナンバーの登録方法については、新規資格取得者、資格保持者のそれぞれについて、以下の形で進めることを想定している。

1. 新規資格取得者の場合

○各資格の免許証等申請書の提出時に、マイナンバーの登録を求める。

2. 資格保持者の場合

（一般的な取り扱い）

○施行後、国はマイナンバーの登録の呼びかけを行う。

○変更申請の際には、合わせてマイナンバーの登録を求める（これにより、添付書類を省略）。

（定期的に届出を行うこととなっている資格）

○届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

・三師調査（医師、歯科医師、薬剤師）の届出時

・業務従事者届（保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）の届出時

（離職時に届出を行うこととなっている資格）

○届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

・離職届（保健師、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士）の届出時

- ・ 170万人を超す介護福祉士へのアプローチは容易ではない
- ・ 有資格者へのアプローチとしては、当会も協力をさせていただくが、指定登録機関、事業者団体等へのアプローチは重要であり、国としても取り組んでいただきたい

団体として考える更なる利活用策

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会 概要①

◎検討会の趣旨

国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築することとされている。また、基本計画において、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討することとされている。

これを受け、社会保障に係る資格取得者の利便性の向上とともに、社会保障の担い手確保等に資するよう、社会保障に係る国家資格におけるマイナンバー制度利活用について、有識者の参集を得て具体的検討を行う。

- **DWAT（災害支援福祉チーム）登録情報や介護分野の研修修了情報を持たせるなど、介護福祉士資格取得後の研修等の受講履歴や従業履歴も紐づけることで、どんなスキルを有した人材が、どこに、どれだけ存在するか等まで確認できるシステムとしていただきたい**

【補足】潜在介護福祉士の掘起しについて

- 介護福祉士が、都道府県または市町村の介護保険事業計画等の委員として参画する機会が増えてきている。ご承知の通り、人材確保に対する計画も策定されているが、具体性に欠けていることもある
- どこにいるか判然としない潜在介護福祉士の実態を明らかにすることができれば、地域の行政が作成する計画にも根拠を持たせることになり、今後の動き方も変わってくると考える